

頂きました御意見に対する回答

説明・公聴会では、多くの御意見を頂きましてありがとうございました。多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「ALPS小委員会」）については、説明・公聴会で頂いたご意見を踏まえ、トリチウムの生体影響、貯蔵継続、モニタリングの在り方といった様々な論点について、約1年半かけて丁寧に議論を行い、2020年2月10日に報告書を公表しました。今回、頂きました御意見について、以下のとおり回答いたします。

大分類	小分類	番号	具体例[1]	御回答
①処分方法について	1 処分全般	①-1-(1)	福島県漁連からの要望に対して、東京電力から「多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクにて貯留いたします。」との回答、経済産業省からは「関係者の理解なしには、いかなる処分も行いません。」との回答を得ている中、国民理解を得ずしての海洋放出には反対。	政府には、本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、責任と決意をもって方針を決定することを期待する。その際には、透明性のあるプロセスで決定を行うべきである。方針の決定後も、国民理解の醸成に向けて、透明性のある情報発信や双方向のコミュニケーションに長期的に取り組むべきである。
			委員会が提案する5つの提案には全て反対である。	東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）の廃炉・汚染水対策について、周辺地域で住民帰還と復興の取組が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、地域住民、周辺環境及び作業員に対する安全確保を最優先に、現場状況・合理性・迅速性・確実性を考慮した計画的なリスク低減を実現していくこととされている。福島の復興と廃炉を両輪として進めていくことが重要であり、廃止措置が終了する際には、汚染水対策の一つであるALPS 処理水についても、廃炉作業の一環として処分を終えていることが必要である。他方で、廃炉を進めるためにALPS処理水の処分を急ぐことによって、風評被害を拡大し、復興を停滞させることがあってはならない。したがって、必要な保管は行いながら、風評への影響に配慮し、廃止措置終了までの間に廃炉作業の一環としてALPS 処理水の処分を行っていくことが重要である。 ※本回答の中のALPS処理水の表記については、特段の断りがない場合には、トリチウムを除き告示濃度比総和1未満のALPS処理水を「ALPS処理水」とし、十分処理されていない処理途中のALPS処理水を「ALPS処理水（告示比総和1以上）」とし、この二つ（ALPS処理水とALPS処理水（告示比総和1以上））を併せて指す場合は「ALPS処理水*」とすることとする。
			あえて、人為的にトリチウム水を放出することは倫理に反する。	同上
			ALPS処理後のトリチウム汚染水の環境放出は容認できる。理由は、①貯蔵スペースの確保が困難である、②人体への影響リスクは小さいと思われる、③トリチウムは自然環境に大量に存在している、④世界の原発などからのトリチウムの環境放出による影響がこれまで報告されていないためである。	これまでトリチウムの処分において前例のない3つの選択肢（地層注入、水素放出、地下埋設）は、規制制、技術的、時間的な観点からより現実的な選択肢としては課題が多い。技術的に、実績があり、現実的な方法は海洋放出及び水蒸気放出である。国内での実績や放出設備の取扱いの容易さなどから、海洋放出の方がより確実に実施できる。
			5つの処分方法の中で、水素放出のみが同意できた。水蒸気放出の方が、特定の産業（漁業）に負担が集中しない。また、広く拡散するイメージがあり受け入れられそう。	同上
	地下貯蔵について再度検討して欲しい。	ALPS小委員会では、大容量の地中タンクでの保管について検討を行った。大容量の地中タンクは、標準タンクと比較して保管容量は大きく増えないにもかかわらず、設置や漏えい検査等に要する期間が長期化するとともに、万が一、破損した場合の漏えい量が膨大になるという課題があることに加えて、地下に埋設するため、漏えいの迅速な検知が難しいという課題がある。これらのことから、標準タンクと比較して保管容量が大きく増えないため、大容量の地中タンクの福島第一原発への設置を行うメリットはないと考えられる。		
	安全であることを処分の前にシミュレーションするべきである。	関係者を始め消費者の不安を払拭することが、風評への影響を一定程度抑えることになることから、周辺環境のモニタリング結果のわかりやすく丁寧な情報発信を行うことも重要な取組であり、また、事前に拡散シミュレーション等を行い、周辺環境の安全性に関して問題のないことも示していくべきである。		
	2 総量規制の在り方	①-2-(1)	たとえ法令の濃度を守っても、総量規制がなければ海の汚染は必至である。	福島第一原発から海洋に放出するに当たっての放出管理目標値（トリチウムの場合、放出管理の基準値）はトリチウムで年間22兆Bq、同じく福島第二原発のトリチウムの放出管理の基準値は年間14兆Bqである。放出管理の基準値は、放射線障害防止の観点から設定されたものではなく、発電用軽水炉1基当たりのこれまでの設計、運転と経験からみて実現可能な値として炉型ごとに定められた努力目標値である。その設定の経緯は次のとおりである。1975年に原子力委員会が策定した「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（以下「指針という。）」において、通常運転時における環境への放射性物質の放出に伴う周辺公衆の受ける線量を低く保つための線量の目標値を0.05mSv/年とした。この指針は、国際放射線防護委員会（ICRP）の、すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである、という線量低減の原則にも沿ったものである。この線量の目標値の達成を可能とする範囲内で、発電用軽水炉施設のこれまでの設計、運転と経験からみての実現可能性の難易度の評価に基づいて放射性物質ごとの放出管理目標値（トリチウムの場合、放出管理の基準値）が定められており、福島第一原発におけるトリチウムの液体放出の場合、6基目である6号機の稼働（1979年）の際に、22兆Bq/年という放出管理の基準値が設定された。したがって、放出管理の基準値を達成できないことをもって、安全上の支障があるものではない。仮に、福島第一原発から22兆Bqのトリチウムが海洋放出された際の放射線による影響は、保守的に見積もっても0.00001mSv/年とされており、0.05mSv/年と比較しても十分に低い値となっている。
			原子力発電所の炉型によって総量規制値が変わっており、現在の総量規制値自体の根拠がない。	同上
			処分方法の検討時に震災前の総量規制値の制約を外しているのはおかしい。震災前の総量規制が守られるべきである	同上 なお、東京電力福島第一原子力発電所は2012年11月に特定原子力施設に指定され、1号機から4号機の放出管理目標値や放出管理の基準値は定められていない。

3 処分場所	①-3-(1)	発電所放流口からの放出では実害はないものの、地元（福島）の沿岸漁業に対し風評被害が発生し補償費がかかる。タンカー船によるトリチウム水の輸送や配管を引くことで、沖合での海水希釈・海洋放出をすればよいのではないか。	海上からの放射性廃棄物の海洋投棄は、ロンドン条約及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）により禁止されている。
		沿岸にALPS処理水を移送する配管を引くことで、福島第二原子力発電所など別の場所からの放出をするべきではないか。また、海流の速い外洋での放出も検討すべき。	ALPS処理水*の敷地外への搬出は、法令に準拠した移送設備が必要となる他、移送ルートとなる自治体の理解を得る必要がある。具体的には、配管（パイプライン）で移送する場合、配管のほか、当該配管を囲む核物質防護施設（フェンス等）の設置が必要である。また、車両や船舶で移送する場合、最大4m ³ のL型輸送容器を車両や船舶に積載し運搬することになり、所外運搬手続き等が必要になる。なお、排水基準を満たした状態で輸送する場合には、ALPS処理水*を数十倍に希釈する必要があり、更に膨大な量を移送することになる一方で、引き続き、移送ルートとなる自治体の理解を得る必要がある他、法令に準拠した移送設備が必要となる。このように、ALPS処理水*の敷地外への搬出は、実施に際して、大量の処理水を移送する手段の検討・準備に相当な時間を要するとともに、多岐にわたる関係者との事前調整が必要である。 また、海上からの放射性廃棄物の海洋投棄は、ロンドン条約及び原子炉等規制法により禁止されている。
		FAXで海上から海中に放出するとの提案をしたが検討されたのか。	海上からの放射性廃棄物の海洋投棄は、ロンドン条約及び原子炉等規制法により禁止されている。
4 コスト比較の是非	①-4-(1)	未経験の国難から民を守る為、開発コストを惜しんではならない。	コストは処分方法の検討を行う上で考慮する要素の一つに過ぎず、コストのみによって処分方法を選択すべきではない。
		コストを優先して海洋放出することは、漁業者に更なる打撃を与え、福島第一原発事故の被害をさらに広げ、水産業及び地域社会への打撃など社会的影響が甚大であることを思料すべき。	同上
		廃炉費用に莫大な予算がつか込まれる中、なぜALPS処理水のみコストを前面的に出すのかわからない。	同上
		安全・安心を担保したうえで、コストの議論をすべきである。	ALPS処理水の取扱いについては、科学的な安全性を大前提に検討を行った。
5 新技術等に関する追加調査・評価	①-5-(1)	タスクフォースで定められた処分技術以外にも新たな技術があり、これら进行评估すべきである。	トリチウム水タスクフォースでは、IAEA調査団からの「あらゆる選択肢を検証すべき」との助言を踏まえ、これまでの処分実績等も踏まえながら、分離、貯蔵、放出等の様々な選択肢を抽出して検討を行った。なお、トリチウム分離技術については、現時点においても、福島第一原発にただちに実用化できる段階にある技術は確認されていないことから、トリチウムの分離は行わないことを前提に議論を行うこととしたが、新たな技術の研究が進められていることから、引き続き、技術動向は注視すべきである。
		近畿大学や京都大学、ローストムにより、トリチウムを除去できる技術に関して報道があり、それらについて調査をすべきである。	トリチウム分離技術については、現時点においても、福島第一原発にただちに実用化できる段階にある技術は確認されていないことから、トリチウムの分離は行わないことを前提に議論を行うこととしたが、新たな技術の研究が進められていることから、引き続き、技術動向は注視すべきである。 ただし、同位体混合物から、特定の同位体を完全に分離することは困難であり、分離作業の実態は、特定同位体の濃い混合物と薄い混合物に分けることである。また、その特定同位体が有害である場合、一般に薄められた部分は法令に従って、環境中に放出されることになる。トリチウムに関して言えば、核融合炉の燃料取扱いプロセス等で同位体分離が行われているが、トリチウム濃度を基準値以下にしたものは環境中に排出することを前提に設計されている。また、分離を行った後に、トリチウム濃度が低くなったALPS処理水を処分せず保管し続けるのであれば、トリチウムの濃度が高くなったALPS処理水と併せて、同位体分離作業前と同量の処理水の保管を継続しなければならないこと、すなわち、大量の処理水を保管し続けることになることに留意が必要である。
		タスクフォース報告書では“直ちに実用化できる段階にある技術が確認されなかった”とあります。タスクフォースは2016年5月で活動を終えており、その後に出現した分離技術が漏れています。2018年6月27日に近畿大学ほかから発表された技術は一考に値すると考えます。タスクフォースでの検討に期限があることは当然と思いますが、将来のリスクを低減し、後世により良い環境を残していくために再度検討をお願いしたいと思います。	同上
		トリチウム水の除去は技術開発を前提としていないのはなぜか。	トリチウムの分離技術についてタスクフォースでは、「（ALPS処理水の量、濃度を対象とした場合）ただちに実用化できる段階にある技術は確認されなかった」と評価されている。これまで実用化されているトリチウム分離技術については、処理濃度の観点で福島第一原発のALPS処理水と比較して1万倍以上であり、また、処理量については数十分の1以下である。工学的技術においては、桁が1つでも違えば、別の技術課題として扱われる。トリチウム含有水の量も濃度も桁が相当異なるのであるから、今まで研究開発されてきた技術は当然のことながらそのままの形では適用できない。このため、福島第一原発で実用化するためには更なる研究開発が必要となるが、現時点においても、福島第一原発にただちに実用化できる段階にある技術は確認されていないことから、トリチウムの分離は行わないことを前提に議論を行うこととした。
1 将来の技術進展を期待した処分方法の考慮	②-1-(1)	保管期間にトリチウムを分別する方法が確立する可能性もあり、当分の保管が最善と考える。	福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、周辺地域で住民帰還と復興の取組が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、地域住民、周辺環境及び作業員に対する安全確保を最優先に、現場状況・合理性・迅速性・確実性を考慮した計画的なリスク低減を実現していくこととされている。 福島第一原発の復興と廃炉を両輪として進めていくことが重要であり、廃止措置が終了する際には、汚染水対策の一つであるALPS 処理水についても、廃炉作業の一環として処分を終えていることが必要である。 他方で、廃炉を進めるためにALPS処理水の処分を急ぐことによって、風評被害を拡大し、復興を停滞させることがあってはならない。したがって、必要な保管は行いながら、風評への影響に配慮し、廃止措置終了までの間に廃炉作業の一環としてALPS 処理水の処分を行っていくことが重要である。 なお、福島第一原発内に、東京電力の現行計画以上のタンク増設の余地は限定的である。
		十分に放射線量が減衰するのを待ってリスク低減を図り、分離技術など新しい技術を開発促進する時間を確保すべきである。	同上

②貯蔵継続について	2 長期保管の検討	②-2-(1)	長期保管を行えば、減衰により処分量を減らすことが出来る。仮に120年待てば、処分量は千分の一になる。	同上
			大型タンクによる長期保管を検討すべきである。	ALPS小委員会では、大容量の地上タンクでの保管について検討を行った。具体的には、大容量の地上タンクについて、現在設置している標準タンクと比較して面積当たりの容量効率は大きく、保管容量が大きく増えないにもかかわらず、設置や漏えい検査等に要する期間が長期化するとともに、万が一、破損した場合の漏えい量が膨大になるという課題がある。これらのことから、標準タンクと比較して保管容量が大きく増えないため、大容量の地上タンクの福島第一原発への設置を行うメリットはないと考えられる。
			これまでの「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」では、委員より、「現在タンクは適切に管理されており一番リスクが低い状況にあり、この点について理解が進んでいない」という意見が出されており、タンクへの貯蔵の継続を含めて検討されるべき。	福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、周辺地域で住民帰還と復興の取組が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、地域住民、周辺環境及び作業員に対する安全確保を最優先に、現場状況・合理性・迅速性・確実性を考慮した計画的なリスク低減を実現していくこととされている。福島での復興と廃炉を両輪として進めていくことが重要であり、廃止措置が終了する際には、汚染水対策の一つであるALPS 処理水についても、廃炉作業の一環として処分を終えていることが必要である。他方で、廃炉を進めるためにALPS処理水の処分を急ぐことによって、風評被害を拡大し、復興を停滞させることがあってはならない。したがって、必要な保管は行いながら、風評への影響に配慮し、廃止措置終了までの間に廃炉作業の一環としてALPS 処理水の処分を行っていくことが重要である。
			貯蔵継続は選択肢としてありうべきだが、状況の固定化を招き、最終的な選択肢を減らすことにしかならないのではないかと懸念する。	同上
			管理を続けるコストは、貯蔵することによる健康および経済面のメリットに比べて大きい。さらに大型タンクの管理作業上のリスクもある。また、貯蔵継続であっても風評被害は避けられない。	同上
3 保管の方法・場所	②-3-(1)	法的には敷地外保管も可能である。それにも関わらず、敷地内しか選択肢がないかのように誘導するのは誤っている。	ALPS小委員会では、ALPS処理水*の敷地外での保管について検討を行った。ALPS処理水*の敷地外への搬出は、法令に準拠した移送設備が必要となる他、移送ルートとなる自治体の理解を得る必要がある。具体的には、配管（パイプライン）で移送する場合、配管のほか、当該配管を囲む核物質防護施設（フェンス等）の設置が必要である。また、車両や船舶で移送する場合、最大4mのL型輸送容器を車両や船舶に積載し運搬することになり、所外運搬手続き等が必要になる。なお、排水基準を満たした状態で輸送する場合には、ALPS処理水*を数十倍に希釈する必要があり、更に膨大な量を移送することになる一方で、引き続き、移送ルートとなる自治体の理解を得る必要がある他、法令に準拠した移送設備が必要となる。このように、ALPS処理水*の敷地外への搬出は、実施に際して、大量の処理水を移送する手段の検討・準備に相当な時間を要するとともに、多岐にわたる関係者との事前調整が必要である。また、福島第一原発の敷地外に新たに敷地を確保しALPS処理水*を保管する場合、保管施設を設置する自治体等の理解を得る必要があるほか、放射性物質を扱うことになるため、放射性廃棄物保管施設として、原子炉等規制法に基づく事業許可を得た上で、放射線による障害の防止措置を講じ、同法に基づく保安検査や核物質防護検査等を受ける必要がある。このように、新たに放射性物質の保管施設を設置するには、相応の設備や多岐にわたる事前調整、認可手続きが必要であり、相当な時間を要する。	
		仮に長期保管を行うならば、県外、特に東京電力管内での保管も行わなければ、沖縄の基地問題同様、他県の人々にとれば、福島に問題を押し付けておけばいい他人事、という形になってしまうことを強く懸念する。	同上	
		将来的には、石油の備蓄としての洋上タンクや地上タンクを参考に福島沖に洋上タンクを設置することもすすめるべきだろう。	ALPS小委員会では、洋上タンクでの保管について検討を行った。洋上タンクは、石油備蓄基地で採用されている大きさでは、福島第一原発港湾内の水深が浅いため設置が困難なことに加えて、津波が発生した場合に漂流物となって沿岸に漂着し被害を及ぼす可能性があり、また、タンク外へ漏えいした場合、漏えい水の回収が困難となるという課題がある。	
1 危険性（特に有機結合系）についての情報追加	③-1-(1)	トリチウムは生体のあらゆる場所に取り込まれ、内部から被曝、活性酸素等を介して間接的に細胞膜やミトコンドリアを破壊する。	これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。また、トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない。	
		最も影響を受けやすい胎児や乳幼児への影響を考慮してほしい。	同上	
		将来世代への多大な被害が出た場合の責任の所在はどこか。	同上	
		トリチウム高放出原発立地自治体と低放出原発立地自治体の住民の各死因による死亡率の統計学的比較すると住民の白血病、循環器系疾患による死亡率には統計学的有意差がある。	同上	
		トリチウムは直接的に遺伝子、DNAの化学結合を切断する。遺伝子の水素原子とトリチウムが入れ替わり、トリチウムがヘリウムに壊変、遺伝子の化学結合が切断されるが、この点が考慮されていないのではないかと懸念する。	放射線はDNAに損傷を与えるが、細胞にはDNA損傷を修復する仕組みが備わっている。DNAには普段から様々な原因で損傷が入っていて、その大半は速やかに修復されている。また、これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。さらに、トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない。	
		トリチウム水を放出することは生物濃縮、食物連鎖の結果、人体に蓄積する可能性があり、内部被曝による影響を生じ得るのではないかと懸念する。	トリチウムを含む水分子は、通常の水分子と同じ性質を持つため、トリチウムが特定の生物や臓器に濃縮されることはない。	
	③-2-(1)	過去旧ソ連邦、旧西ドイツ、スイス、イギリスでトリチウムによる被ばく事故があり、4人が死亡し、7人が負傷したという事例があるが、それらの情報が説明されていない。	旧ソ連の事例については詳細な情報を得ることができていないが、いずれの場合も1シーベルト以上の非常に高線量であり、大量のトリチウムによって被ばくした事例である。	

③トリチウムの生物影響について	2 過去の被害事例情報の追加	③-2-(2)	1970～1980年代には、低濃度でもトリチウムが染色体異常を起こすこと、母乳を通して子どもに残留することが動物実験で報告されている。	これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。また、トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない。参考とされていると思われる文献「低レベル・トリチウムの遺伝的効果について」では、「低濃度域」は「5μCi/ml以下=1億8500万Bq/L以下」とされており、多核種除去設備等処理水の平均濃度73万Bq/Lとは2桁程度の違いがある。また、同研究のなかでは、「低濃度領域ではベータ線によって誘発される染色体DNAの切断の頻度が低く、したがって、この領域では細胞の修復能力によって切断の大部分が修復される」、「トリチウム水の場合0.001μCi/ml (=3万7千Bq/L)以下の濃度では、トリチウム処理を施さない場合の染色体異常発生率と等しくなり、統計的な有意差は認められなくなる。」と述べられている。また、「母乳を通して子どもに残留する」との実験結果があることは事実であるが、母乳の濃度以上の濃度になる(=濃縮する)ことはなく、いずれにせよ、体内に取り込まれたトリチウムは代謝により、最終的には対外に排出される。	
		③-2-(3)	原発から放出されたトリチウムによって玄海原発周辺の住民の白血病の増加、世界各国の再処理工場周辺の小児白血病の増加、原発周辺の小児がんの増加等が報告されている。 1975年稼働開始の玄海原発は全国一トリチウム放出量が多い(2002～2012年合計)。2003～07年の年平均では、原発がある玄海町の白血病による死亡率は、全国平均の6～7倍というデータがある。	これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。また、トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない。 同上	
		③-2-(4)	カナダ/ピッキング重水原子炉(年間2,500兆Bqのトリチウムを放出)周辺の都市では80%増ものダウン症候群の赤ん坊の出産や中枢神経系統に異常のある赤ん坊の出産も明らかにされている。	同上	
		3 安全性の根拠	③-3-(1)	福島第一原発から海に流される排水中のトリチウムの告示濃度は6万Bq/Lとされているが、とりわけトリチウムが有機結合した場合の内部被ばくリスクについては様々な科学的見解が存在しており、この濃度をもって安全性が担保されたことにはならない。	トリチウムの液体での排水基準値は6万Bq/Lであるが、この基準を策定する際に用いた、ICRPの設定した預託実効線量係数には、体内でのOBT(有機結合型トリチウム)への変換も考慮されている。(参考:第11回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の資料3-1)
	トリチウム(三重水素)は生物への影響の有無が「証明されていない」のであって、「影響が無い」とは断言できない。			告示濃度限度6万Bq/Lについては、ICRPの勧告を基に、原子炉等規制法において定められており、その数値が持つ意味は、6万Bq/Lのトリチウムを含んだ水を毎日約2L飲み続けた場合の被ばく線量が年間1mSvになる量である。放射線による被ばくについては、100mSvを下回ると統計的に有意な増加は見られなくなる(自然発生頻度の変動範囲内となる)とされている。また、これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。(参考:第11回ALPS小委員会の資料3-1、3-2)	
	トリチウム濃度を6万Bq/L以下に薄めれば無害という主張は根拠がない。			同上	
	国際社会で認知されている規制値をもって放出するのではなく、県民を含めて関係者と協議の上、安心が得られる数値の設定が求められる。			できる限り風評被害が生じないような形の処分方法を検討していくことが、必要である。風評への影響を抑えるために、処分の開始時期、処分量、処分期間、処分の際の濃度などについては、関係者の意見などを踏まえて適切な方法を決定することが重要である。特に、処分の際の濃度について規制基準を満たすだけでなく、これまでの実績を示しながら、その比較の中で、関係者を始め消費者にも安心して受け止められるような処分方法を模索すべきである。	
	他の発電所や再処理工場で大量にトリチウムを放出している実績があるからといって、東京電力福島第一原子力発電所でも放出しても安全ということにはならない。			同上	
	経産省の資料には、健康被害はないといった根拠や論文が示されていない。	これまでの動物実験や疫学研究から、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められていない。また、トリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていない。参考にした論文等については、第11回ALPS小委員会の資料3-1、3-3を参照いただきたい。			
	④トリチウム以外の核種	1 ALPS処理水の保管実態(特にトリチウム以外)	④-1-(1)	ALPSでトリチウム以外の核種が取り除かれるという前提だったが、トリチウム以外にも半減期1570万年のヨウ素129などが法令基準値超で残存していることが明らかとなり、小委員会で考えていた前提が覆っている。	第10回のALPS小委員会において、東京電力より、ALPSによる処理状況及びトリチウム以外の核種が含まれている状況、仮に環境中に放出する場合、二次処理により取り除くことのできないトリチウム以外について規制基準を満たすことについて説明があった。本小委員会では、当初より、トリチウム以外の核種については十分に浄化されていることを前提としており、また、東京電力が二次処理を行うことを表明していることから、前提が崩れたとの指摘はあたらない。
			④-1-(2)	多核種除去設備等処理水を希釈しても生物濃縮によって再び濃度が高まる核種もあると考える。	ALPS処理水の取扱いについては、海洋放出の場合は、仮に排出された直後の、海洋等で希釈される前の濃度の水を毎日約2L摂取したとしても年間の放射線の影響が1mSv未満となるように定められた安全基準を順守することにより、科学的な安全性を担保することを大前提に検討を行った。なお、主要な海洋生物での生物濃縮も考慮されているUNSCEARのモデルを用いて、トリチウム以外の放射性物質も含むタンクに貯蔵されているALPS処理水を仮に1年間で全て処分した場合の放射線による影響を評価したところ、自然被ばくの千分の1以下となっており、科学的な安全性が担保されることは確認しているが、ALPS処理水を環境中に放出する場合には、事前に地域特性や生物濃縮を考慮した詳細かつ保守的な放射線の影響評価を実施し、科学的な安全性が担保されることを改めて確認すべきである。
			④-1-(3)	どのタンクにどれだけ何が入っているのかを確認するのが先決である。	東京電力は主要な放射性物質(セシウム137、セシウム134、コバルト60、アンチモン125、ルテニウム106、ストロンチウム90、ヨウ素129)に加え、トリチウム、全βの濃度のタンク群ごとの測定を順次実施している。まだ実測していないタンクについても、ALPS処理時の濃度測定結果から、タンク群ごとの濃度を推定している。これらの実測結果、推定結果は東京電力の処理水ポータルサイトで公表されている。

の取扱いについて	2 トリチウム以外の核種の処理・処分	④-2-(1)	トリチウム以外にもタンクに残っていることが明らかになった以上、（それらの処理処分方法が論じられない中で）トリチウムのみを検討対象として処分方法を検討するという事自体が間違っている。タスクフォースに遡って再度議論すべき。	通常の浄化処理を終えていないタンクに保管されているALPS処理水（告示比総和1以上）に含まれるトリチウム以外の放射性物質については、環境中に放出する場合には、風評など社会的な影響も勘案し、単に希釈して規制基準を満たすのではなく、希釈を行う前に二次処理を行い、トリチウム以外の放射性物質について告示濃度限度比総和1未満を満たすことを今後の対応方針として決定し、その上で議論を行った。また、規制基準を満たすことは、当然のことであるが、二次処理が確実に行われていることを第三者が確認できる仕組みを構築することも、地域の方々や関係者の方々への安心材料を提供することとなり、風評への影響を抑えるための重要な取組と位置づけられる。
			原子力規制委員長の発言から、トリチウム以外の放射能物質も希釈して海に放出する疑念がある。	同上
			（規制庁は）希釈すれば流せると言うが、その理屈なら薄めれば何でも流せるではないか。	同上
			様々な放射性物質を希釈して海に流す前例となり、このような無責任が、今後の放射性廃棄物管理において、当然のことにされてしまうのではないかと強く危惧する。	同上
⑤モニタリング等の在り方について	1 計測・モニタリングの妥当性	⑤-1-(1)	トリチウムは計測するのに時間がかかり、測定結果が出た時には放出後であり、懸念がある。	トリチウムの測定に当たっては、必要に応じて電解濃縮を行うなど、複数の前処理を行う必要があり、時間と専門性を要する。こうした状況も踏まえて、必要な分析体制を構築するとともに、国際的なトリチウムに関する飲料水等の基準値(〈例〉EU：100Bq/L※1、WHO：1万Bq/L※2)も踏まえ、測定の目標値を適切に設定し、測定を実施すべきである。 ※1 追加的に調査を行う必要があるかを判断するスクリーニング値 ※2 線量を下げる対策を行う必要があるかを判断するガイダンスレベル
			サンプリング調査では部分的に核種が濃縮していたような場合を把握できず、懸念がある。	トリチウムの場合は、測定に時間と専門性を要することから、環境モニタリングと食品のサンプル検査を組み合わせた分析体制を構築するとともに、トリチウム水が水と同様の性質を持ち、特定の生物や臓器等に濃縮することがないことと併せてわかりやすく測定結果等を伝えていくことが求められる。
	2 計測・モニタリングの方法	⑤-2-(1)	現在福島産の食品に関して出荷前に残留セシウム量を測定し、消費者を安心させている。トリチウムについても、放出前後で飲料水などの含有量が増加していないことを示す必要がある。	風評への影響を抑えるためには、処分した際の安全の確保と安心の追求が不可欠であり、周辺環境等の放射性物質の確認（モニタリング等）を徹底すべきである。当然のことながら、処分時の規制基準を満足しているか、周辺環境の濃度が十分に低い水準を保っているかなどを確認することが必要不可欠である。具体的には、処分開始前、処分開始後に、トリチウムに関するモニタリングを強化（測定箇所、測定頻度の拡充）すべきである。 -処分直前の原水濃度を測定（処分に伴う安全性を担保） -処分直後の排気/排水濃度を測定（処分に伴う安全性の確認） -周辺環境、農林水産物等の濃度を測定（周辺環境の安全性の確認）
			国民、県民の不安払しょくのためには安全なトリチウムの海洋放出が必要だが、この為にはタンク内の汚染水のサンプル計測によるトリチウムの濃度計測に頼るのではなく、海洋放出に向けて汚染水の全量を計測するシステムを採用すべき。	風評への影響を抑えるために、処分の開始時期、処分量、処分期間、処分の際の濃度などについては、関係者の意見などを踏まえて適切な方法を決定することが重要である。特に、処分の際の濃度について規制基準を満たすだけでなく、これまでの実績を示しながら、その比較の中で、関係者を始め消費者にも安心して受け止められるような処分方法を模索すべきである。また、処分実施時に、放射線モニタで異常値を検出した場合や処分設備に異常が生じた場合、処分を緊急停止するといったことは、当然実施すべきである。
			海洋放出前に複数の機関が独自に検証すべき。	風評への影響を抑えるためには、第三者による測定や測定を公開すること等により、測定結果の妥当性・透明性を高めることも重要である。処分に対する不安を払しょくし、安心を追求するために、こうした測定結果を活用し、わかりやすく丁寧な情報発信を行うべきである。また、国内に限らず、国際的な情報発信や国際的な機関の関与についても検討を行うべきである。
			放射性物質は専門性が非常に高い分野であることから、その性質や特徴、危険性について、正しく国民に認識されているとはいえず、風評被害を招く。	風評払拭のために情報を正確に伝えるためのリスクコミュニケーションの取組としては、処分の決定から実施までに対策をとる時間があるため、この時間を活用して次のような対策を行うべきである。 ・処分方法やトリチウムに関する科学的知見などの総合的でわかりやすい情報発信。 ・マスメディアやSNS での対応に加え、様々な層を対象とした出前講座などの取組の実施。 ・海外への情報発信を強化。 -廃炉の進捗や復興現状などの基礎情報 -ALPS 処理水の取扱いについて、正確な事実関係や誤解を解くようなメッセージ
			すでに東京電力第一原発周辺の海には様々な核種の放射性物質が大量に流されており、少なくなったとはいえ、いまだに基準値をこえる魚が獲れたりする。そこに新たにトリチウムの放出となれば、消費者、漁業者の心配は増す。	水蒸気放出及び海洋放出のいずれも基準を満たした形で安全に実施可能であるが、ALPS処理水を処分した場合に全ての人々の不安が払しょくされていない状況下では、ALPS処理水の処分により、現在も続いている既存の風評への影響が上乗せされると考えられる。このため、処分を行う際には、福島県及び近隣県の産業が、安心して事業を継続することができるよう、風評被害を生じさせないという決意の下に、徹底的に風評被害への対策を講じるべきである。風評被害への対策は様々な工夫を行いながら取り組むべきであることから、講ずるべき風評被害対策について御提案がある場合は、小委員会事務局までご連絡いただきたい。
			出荷制限が解除になった水産物を対象に試験操業として漁を再開し、水揚げ量を徐々に増加中。そんな中、トリチウムを含む多核種除去設備等処理水の海洋放出は明らかにマイナス要因であり、福島県産水産物の流通を回復させることに尽力してきた労力が無駄になる可能性がある。	同上

⑥風評被害対策について	1 風評被害への懸念について	⑥-1-(1)	近隣諸国の輸入規制にまで広がりがねない。	近隣国を中心に、ALPS処理水の取扱いについて、憂慮する声が聞こえてくるが、海外においては、福島第一原発の廃炉の進捗や福島県の現状について必ずしも正確な情報が伝わっていない状況であり、まずはこうした基礎的な情報を伝えていくことが重要である。特に、日本の空間線量や食品の検査体制等に関する正確な情報の国際的な発信が不十分なことにより、不正確な情報に基づいて諸外国で報道されることが繰り返されている。その結果、それが日本国内でニュースとなることで風評への影響が大きくなっている。こうした状況を踏まえると、日本の食品は、世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていることや、復興が進展している被災地の姿等を発信することが重要である。その上で、ALPS処理水の取扱いについて、諸外国におけるトリチウムの取扱いの事例も含めて、正確な事実関係や誤解を解くようなメッセージを積極的に発信していくことが必要である。具体的には、国際会議での適切な情報提供や機会を捉えた在京外交団、外国プレス向けの説明会の開催など、あらゆる機会を活用し、近隣国を含めた国際社会への情報発信を行っていくべきである。
			見切りをつけて福島県の漁業・水産業から撤退する人々が現れ、福島県の漁業・水産業の縮小になり地場産業の衰退に繋がる。	水蒸気放出及び海洋放出のいずれも基準を満たした形で安全に実施可能であるが、ALPS処理水を処分した場合に全ての人々の不安が払しょくされていない状況下では、ALPS処理水の処分により、現在も続いている既存の風評への影響が上乗せされると考えられる。このため、処分を行う際には、福島県及び近隣県の産業者が、安心して事業を継続することができるよう、風評被害を生じさせないという決意の下に、徹底的に風評被害への対策を講じるべきである。風評被害への対策は様々な工夫を行いながら取り組むべきであることから、講ずるべき風評被害対策について御提案がある場合は、小委員会事務局までご連絡いただきたい。
			値下がりを補償・補填されたとしても、風評被害によって失った取引先を取り戻せないことが問題である。	販路拡大の一つの手法として、オンラインストアの開設などの新たな取組を強化していくことも、風評への影響が固定化して、流通構造の問題となっている中では、重要な取組の一つであると言える。その際、既存の流通状況とのバランスを考えながら、取組を進めていくことが必要となることは留意すべき点である。その上で、風評被害対策に関する取組を、拡充・強化させることにより、風評払拭の取組を加速させていくべきである。
			海洋放出について、海洋資源国日本がどのような影響を受けるのか充分検討されたのか。	水蒸気放出及び海洋放出について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の手法を用いて放射線影響の評価を行った結果、仮にタンクに貯蔵されている全てのALPS処理水の処分を毎年継続したとしても、いずれも自然放射線による影響(2.1mSv/年)の千分の1以下になる。こうした科学的な情報について、しっかりと情報発信をして行くことが、風評への影響を抑えるために重要である。
			近年、消費者の目は厳しくトレーサビリティや衛生管理に関して高度なものが求められる中、トリチウムを含む多核種除去設備等処理水を放出した海域において漁獲された水産物は、消費者にはどう写るか懸念。	ALPS処理水の処分に当たっては、事故直後と異なり、処分の決定から実施までにリスクコミュニケーションの取組を行う時間がある。そのため、この時間を活用して、処分方法やその安全性については問題ないということを情報発信・周知徹底した上で処分を行うべきである。情報発信・周知徹底を行う際には、事故後に実施した取組として、イメージ戦略ではなく、検査体制や測定結果といった事実を伝え、安全の根拠をしっかりと示してきたことが積極的な購入を促すことになったことも踏まえると、処分方法や処分内容と処分に伴う放射線の影響が十分に小さいことを、既存の事例との比較や事前のシミュレーションなどにより、わかりやすく丁寧に関係者や消費者に伝えていくことが重要である。
			「風評被害が生じるメカニズム」の根本的原因は何か、どこにあると認識しているか。	ALPS処理水を処分した場合、全ての人々の不安が払しょくされていない状況下では、程度や発生時期の差はあるものの、その情報がマスメディアやSNS等により情報伝搬され、その結果、懸念を持つ消費者もいることから、こうした状況が流通業者や生産者等に伝搬していくことで負の社会的な影響が生じうる。
			トリチウムは現在も国内外の原子力施設から、管理された状態で海洋に放出されており、福島第一だけが特別の扱いになるのは合理的ではなく、かえって、「やはり福島第一は危険だ」と海外からも思われてしまい、逆に風評被害となるのでは。	海外に対しては、日本の食品は、世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていることや、復興が進展している被災地の姿等を発信することが重要である。また、近隣国を中心に、ALPS処理水の取扱いについて、憂慮する声が聞こえてくることから、諸外国におけるトリチウムの取扱いの事例も含めて、正確な事実関係や誤解を解くようなメッセージを積極的に発信していくことが必要である。
			風評被害に対して賠償金を受け取っても、喜び・生きがいを感じ、誇りを持つことはできない。	経済的な対策については、事故の影響による風評被害が、短期的な課題から構造的な問題に発展し、風評が固定した状態で、現在も経済的被害が続いていること、また、復興途上である産業があることを踏まえると、既に存在する風評被害に加えて、ALPS処理水の処分により、上乗せされる形で更なる経済的影響がもたらされる可能性が極めて高いことに留意し、風評被害全般への対策を講じるべきである。特に、関連業種の体力を回復し、復興を果たしていくための対策を行うべきである。生産段階では補償だけでなく、地元が自立できる支援が必要であり、流通段階では県外も含めた構造的な問題を解決していく支援策が必要である。
2 風評被害との表現	⑥-2-(1)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の方々や小名浜魚市場を視察し、復興五輪としてできるだけ福島産の食材を利用、復興の後押しをすとした。国全体として福島県の復興を後押ししていくのではないのか。	福島第一原発の事故により、福島県の産業は、地震及び津波による被害のみならず、放射性物質による生産基盤等の汚染による被害が発生し、今もおお農林水産物や観光業を中心として風評被害の影響が残り、福島県の産業に影響を及ぼしている。政府が、こうした現状を認識した上で、福島県の復興及び再生を更に進めるため前面に立って取り組むことを期待したい。	
		海洋放出の是非を議論する前に、福島第一原発による周辺海域の汚染実態、現状を説明すべき。	政府は、総合モニタリング計画に基づき、福島県沖のみならず、太平洋沿岸の広い範囲でモニタリングを実施しており、これらの結果は各実施主体によりホームページ等で公開されている。	
		風評とは「根も葉もない噂により経済的な被害を受けること、非難を受ける対象とは別のものが攻撃されてしまうことなどを意味する言葉」である。原発事故による放射能汚染は風評ではなく明らかに実害である。なぜ、実害ではなく風評という言葉を使うのか。	風評被害は、安全に関わる社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道され、本来『安全』とされる食品・商品・土地・企業を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害であると考えられ、放射線の影響による直接的「事実上の損害」とは区別して考えられる。	
		①事故が収束していない②解決しない汚染水問題③廃炉まで40年④低線量被曝の医学的知見の未確立などの現実、消費者が福島県産のものを「買わない、選ばない」という合理的な根拠となり得る。「風評被害」ではなく「実害」と言うべき。	同上	

	3 風評被害額のシミュレーション	⑥-3-(1)	処分に係るコストのシミュレーション同様に、風評被害額のシミュレーションも行うべきである。	社会的な影響については、心理的な消費行動等によるところが大きいことから、その影響量について、一定の仮定の下に見積もることはできるものの、総合的に大小を比較することは難しいと考えられる。 しかしながら、特段の対策を行わない場合には、これまでの説明・公聴会や海外の反応をみれば、海洋放出について、社会的影響は特に大きくなると考えられ、また、同じく環境に放出する水蒸気放出を選択した場合にも相応の懸念が生じると予測されるため、社会的影響は生じると考えられる。定量的に評価するのは難しいが、地下水バイパスやサブドレンからの地下水等の放出の際に、水産物の取引の場面で風評の影響があったとの指摘もある。 いずれの処分方法を選択したとしても、それぞれの処分方法の特性を踏まえ、処分した後に生じうる風評被害への備えを講じる必要がある。
	1 情報発信の充実	⑦-1-(1)	<p>仮に、海洋放出や大気放出等、住民の生活環境への放出を伴う取り扱いがなされる場合には、総理大臣など国の責任者による全国民及び全世界への丁寧な説明、発信が必須である。</p> <p>国民に十分な周知、説明が得られていない現段階で放出を決断すると、不安と不信が増大し風評被害が甚大となる。首相や大臣などが、国民に広く公表し、国民的議論に付すべき。</p> <p>汚染水が廃棄される場所に選定された自治体、近隣自治体に住む国民の意見を聞くべき。</p> <p>市町村や行政単位による説明会を開き、意見聴取するべき。</p> <p>トリチウム濃度が安全基準を十分に満たしているにもかかわらず、風評被害が起こり得る。その原因の一つは、国や東電などの事故処理側が重大な問題を隠していると感じるからかもしれない。その背景の一つには、事故後今までの地元民への説明の不手際がある。無害なことを分かりやすく、丁寧に、且つ根気良くPRしなければならない。PRには役人や技術者ではなく、それなりに説明技術を持った高度な専門家が必要。国民の理解が得られるよう、丁寧かつ慎重に議論してほしい。</p>	<p>政府には、本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、責任と決意をもって方針を決定することを期待する。その際には、透明性のあるプロセスで決定を行うべきである。</p> <p>政府の方針決定の中には、処分方法の決定のみならず、併せて講ずべき風評被害対策についても、これまで福島第一原発事故による風評被害対策の実績を踏まえ、拡充・強化する形で取りまとめられるべきである。</p> <p>方針の決定後も、国民理解の醸成に向けて、透明性のある情報発信や双方向のコミュニケーションに長期的に取り組むべきである。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>風評払拭のために情報を正確に伝えるためのリスクコミュニケーションの取組としては、処分の決定から実施までに対策をとる時間があるため、この時間を活用して次のような対策を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分方法やトリチウムに関する科学的知見などの総合的でわかりやすい情報発信。 ・マスメディアやSNS での対応に加え、様々な層を対象とした出前講座などの取組の実施。 ・海外への情報発信を強化。 ・廃炉の進捗や復興現状などの基礎情報 ・ALPS 処理水の取扱いについて、正確な事実関係や誤解を解くようなメッセージ
	⑦合意形成の在り方について	⑦-1-(2)	小委員会においては海洋放出を除く手法についても検討されているとのことだが、大気への放出を含む4つの手法について、具体的にどのような検討、意見交換が行われたのか詳細について聞きたい。	トリチウム水タスクフォースにおいて、5つの処分方法について、基本的条件（技術的条件、規制的条件）に加え、制約となりうる条件（コスト、期間等）が検討された。小委員会においては、タスクフォース報告書で取りまとめた知見を踏まえつつ、ALPS処理水の取扱いについて、風評被害など社会的な観点等も含めて、総合的な検討が行われた。
		⑦-1-(3)	今回、国民から提示されている意見・懸念のベースになっているエビデンス（根拠）について、小委員会が提示しているエビデンス（根拠）との食い違いが一部ある。その食い違いはどこにあるのか、その整理結果を広く共有することが、今後の検討の第一歩となる。	風評払拭のために情報を正確に伝えるためのリスクコミュニケーションの取組としては、処分の決定から実施までに対策をとる時間があるため、この時間を活用して、処分方法やトリチウムに関する科学的知見、ALPS 処理水の取扱いについて、正確な事実関係や誤解を解くようなメッセージなどの総合的でわかりやすい情報発信を行うべきである。
	2 説明・公聴会の在り方	⑦-2-(1)	<p>傍聴者も意見交換に参加することを求める。</p> <p>小委員会の委員だけでなく、他の専門家も招聘して行うべきである。トリチウム処理の科学的知見を有している委員が少なく、委員の選出が偏っている。</p> <p>一人当たりの意見表明時間が短すぎるのもっと長くしてほしい。</p> <p>開催回数3回は少なく、10回以上は開催すべき。</p> <p>説明・公聴会は、せめて風評被害を受けうる海に面した県、市町村で必要である。</p> <p>平日の昼間の開催では多くの人が参加できない。一般の方が参加しやすい休日を選ぶべきである。</p> <p>公聴会には一般層の参加者が少なく、特定の関心傾向の方が多く見られた。こうした方々も国民の一部であるということはないが、より広い層、また、現実的に利害が発生する層からの意見の吸い上げができるよう工夫すべき。</p>	<p>説明・公聴会は、限られた時間にできる限り多くの方の御意見を伺うという観点から、発言者と傍聴者を分けて募集し、発言を希望される方については意見表明者としての応募をお願いした。また、書面での御意見も募集した。</p> <p>本委員会においては、委員のみならず、風評被害やリスクコミュニケーションの専門家など外部の有識者も招へいし、議論を行ってきた。また、本委員会の委員選定においては、技術的検討を行ったトリチウム水タスクフォースのほぼすべての委員に加え、風評など社会的な観点に詳しい有識者に参加いただいている。特に技術的な観点については、これまで、トリチウムの処理についての研究を長年行ってきた者や実際に原子力施設から排出されるトリチウムの処分に携わってきた者、環境中のトリチウムのモニタリングを実際に行っている者など、トリチウムの取扱いについて国内有数の有識者に参加いただいている。</p> <p>今後、政府には、地元を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、処分方法だけでなく風評影響への対策も含めた方針を決定することを期待するものであり、関係者から意見を聞く際の参考にできることは取り入れていくべきである。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

		今回は公聴会という形式でしたが、漁連や流通・小売、市場関係者、また沿岸の産業に携わる人、関係自治体を含めた、福島県外の関係者を含めた恒常的な委員会を設置し、課題や方向性を討議する場を設けてもいいだろう。	同上	
	⑦-2-(2)	「説明会・公聴会・説明資料」では、「風評被害の問題については、～広く国民の皆様から認識・懸念を「伺った上で～」とあり「5つの方法」について「何う」ことは除かれていますが何故ですか。	資料に記載のあるとおり、「特に」風評被害についてお伺いするものであり、また、募集要領に、「処理水の処分方法や処分した際の懸念等に関するご意見」をお伺いする旨、記載させていただいたとおり、5つの処分方法についてもお伺いする意見の一つであり、多数の御意見を頂戴している。	
3 諸外国からの同意	⑦-3-(1)	汚染水を海洋放出の時には、近隣国の承諾を得るのか。	ALPS処理水の取扱いの方針を政府として決定した場合には、近隣国等の諸外国にも丁寧な説明を行っていくべきである。	
	⑦-3-(2)	ロンドン条約に「国際原子力機関が定義し、かつ、締約国によって採択される免除レベルの濃度以上の放射能を有するものについては投棄を検討することを禁止」とあるので国際条約違反になる可能性がある。	ロンドン条約は海洋汚染の原因の一つである廃棄物等の海洋投棄を国際的に規制するための締約国がとるべき措置について定めるものであり、条約の適用対象を「投棄」に限定し、「投棄」を「海洋において廃棄物等を船舶等から故意に処分すること及び海洋において船舶等を故意に処分すること」と定義しており、陸上からの排出を禁止していないと解されるため、5つの処分選択肢は、いずれもロンドン条約違反にはあたらない。	
⑧その他	1 適切な情報の伝達順序	⑧-1-(1)	風評被害を受けける我々漁師に先に説明してから、県民に意見を聴くべきではないか。その優先順位に疑問を持っている。	ALPS 小委員会での検討は、政府がALPS 処理水の処分方法を決定するための判断材料を専門的な見地から提供するものであり、関係者間の意見調整を行うものではない。今後、政府には、地元を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、処分方法だけでなく風評影響への対策も含めた方針を決定することを期待するものである。
	2 福島への更なる被害の是非	⑧-2-(1)	すでに福島事故で放射能汚染を受けた地元住民や一般消費者に追加して負担を負わせるべきではない。	福島第一原発の事故により、福島の産業は、地震及び津波による被害のみならず、放射性物質による生産基盤等の汚染による被害が発生し、今もなお農林水産物や観光業を中心として風評被害の影響が残り、福島の産業に影響を及ぼしている。政府が、こうした現状を認識した上で、福島の復興及び再生を更に進めるため前面に立って取り組むことを期待したい。水蒸気放出及び海洋放出のいずれも基準を満たした形で安全に実施可能であるが、ALPS処理水を処分した場合に全ての人の不安が払しょくされていない状況下では、ALPS処理水の処分により、現在も続いている既存の風評への影響が上乗せされると考えられる。このため、処分を行う際には、福島県及び近隣県の産業が、安心して事業を継続することができるよう、風評被害を生じさせないという決意の下に、徹底的に風評被害への対策を講じるべきである。風評被害への対策は様々な工夫を行いながら取り組むべきであることから、講ずべき風評被害対策について御提案がある場合は、小委員会事務局までご連絡いただきたい。
	3 判断・決定主体の適格性	⑧-3-(1)	処分や保管を受け入れるかどうかは自治体ごとに住民投票等を用いて判断すべきであり、国や東電が決めるべきではない。	ALPS小委員会での検討は、政府がALPS処理水の処分方法を決定するための判断材料を専門的な見地から提供するものであり、関係者間の意見調整を行うものではない。今後、政府には、地元を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、処分方法だけでなく風評影響への対策も含めた方針を決定することを期待するものである。
			地元福島県の世論調査で67%が海洋放出に反対している現状において、原発事故の責任を負うべき政府と東京電力が一方的な判断を下して、海洋放出を行うことは道義的にも許されない	同上
			経産省が後押しする安倍政権が、「国民」に嘘をつき続け、官僚の記憶を無くさせ記録を捨てさせ改竄させ、国民主権をないがしろにする政策を実施しているため風評被害が生じる。国に風評被害を論じる資格はない。	同上
ALPS処理水は当初より想定されているべきで、事故処理、廃炉に要する土地の必要性を理由に挙げるのは無責任。			ALPS処理水の取扱いについては、平成25年12月10日に課題として明確化され、平成25年12月25日にトリウム水タスクフォースにおいて検討を開始して以降、議論を続けてきた。その結果として、とりまとめにおいて「廃止措置終了までにALPS処理水の処分を着実に終える必要がある」とするものである。	
		タスクフォースも小委員会も全く信用できない。再度委員を選びなおしての議論がすべき。	ALPS小委員会での検討は、政府がALPS処理水の処分方法を決定するための判断材料を専門的な見地から提供するものであり、関係者間の意見調整を行うものではない。今後、政府には、地元を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、処分方法だけでなく風評影響への対策も含めた方針を決定することを期待するものである。	
4 ALPS処理水に係るもの	⑧-4-(1)	トリウムを捨てるのではなく、資源として活用する方策も考えられるのではないか。	トリウム分離技術については、現時点においても、福島第一原発にただちに実用化できる段階にある技術は確認されていないことから、トリウムの分離は行わないことを前提に議論を行うこととしたが、新たな技術の研究が進められていることから、引き続き、技術動向は注視すべきである。ALPS処理水の処分方法については、技術的に実績があり、現実的な方法は海洋放出及び水蒸気放出である。国内での実績や放出設備の取扱いの容易さなどから、海洋放出の方がより確実に実施できる。政府が、こうした点を踏まえながら、地元をはじめとする幅広い関係者の意見を聞きながら、最終的に判断を行うことを期待する。	
原子力規制委員会が汚染水海洋投棄の旗振りをしているのは本末転倒。		原子力規制委員会は、国家行政組織法第3条第2項に基づき設置される行政委員会であり、その見解について、本委員会としてコメントする立場にない。		
規制委員会と小委員会とで方針について意思疎通と共有化を行うべき。海洋放出については、規制委員長が「放出しかない」と繰り返し発言したことが、「結論ありきの議論だ」と、結果として大きな不信感を招きました。これは、資源エネルギー庁と本小委員会の責任ではありませんが、政府全体の問題として考えるならば、対応すべき問題であろう。		原子力規制委員会は、国家行政組織法第3条第2項に基づき設置される行政委員会であり、その見解について、本委員会としてコメントする立場にない。ALPS処理水の取扱いについては、政府には、本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、責任と決意をもって方針を決定することを期待する。		
		トリウム水処分を早く実施し、他の廃炉作業に注力してほしい。	ALPS処理水の処分方法については、技術的に実績があり、現実的な方法は海洋放出及び水蒸気放出である。国内での実績や放出設備の取扱いの容易さなどから、海洋放出の方がより確実に実施できる。政府が、こうした点を踏まえながら、地元をはじめとする幅広い関係者の意見を聞きながら、最終的に判断を行うことを期待する。	

		⑧-4-(2)	7月に提出された与党提言は、処理手法についてどのように提言したものと受け止めているか。	与党提言は政府に対して提出されたものと承知しているが、大気や海洋等の環境中への放出といった諸外国の処分事例も踏まえて、遅滞なく解決策を見いだすことを求めているものと認識している。
5 自社技術等に関するもの		⑧-5-(1)	残存しているストロンチウム等を取り除く装置等の開発提案が自社で可能である。	本委員会としては、政府・東京電力は国内外の英知を結集して廃炉・汚染水対策に取り組むべきと考えている。
			汚染水の増加を止める方法についての提案	同上
⑨ALPS処理水に関係しないもの		⑨-1	全国の原子力施設で事故が起きうる。その時無限定に放出が可能とならないよう、原子炉等規制法の告示濃度の厳格化、環境基本法、放射能汚染対処特措法などの放射能基準の精緻化、厳格化を求める。	御意見として拝聴する。
			放射能汚染物質デブリについては、地下埋没とするのか、海洋放出とするのか、いずれにしても自然・環境汚染の問題を避けては通れません。これらも膨大な予算を必要とします。タスクフォースチームの検討結果をお聞かせ下さい。	同上
			このような問題を起こす原子力発電に頼ることをそもそも止めるべきである。	同上
			日本政府は原子炉の耐用年数を40年としていますが、WH/GEの技術陣は25年としていました。となると、国内原子炉50基のうち約半数が既に耐用年数に到達しています。科学的・合理的な裏付けが不十分なまま耐用年数を延長することには賛成できません。	同上

[1] 必ずしも原文のままではなく、短文で意味の分かるよう補足や類似意見の統合等を行っています。